

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

発行/千葉県後期高齢者医療
広域連合

所在/〒263-0016
千葉市稲毛区天台6-4-3
国保会館内

編集/総務課

☎ 043-216-5011
FAX 043-206-0085

E-mail info@kouiki-chiba.jp

URL
http://www.kouiki-chiba.jp/

ちば広域連合だより

第21号

千葉県人口6,242,086人(平成28年11月1日現在) 被保険者数719,023人(平成28年10月31日現在)

平成27年度の決算状況をお知らせします

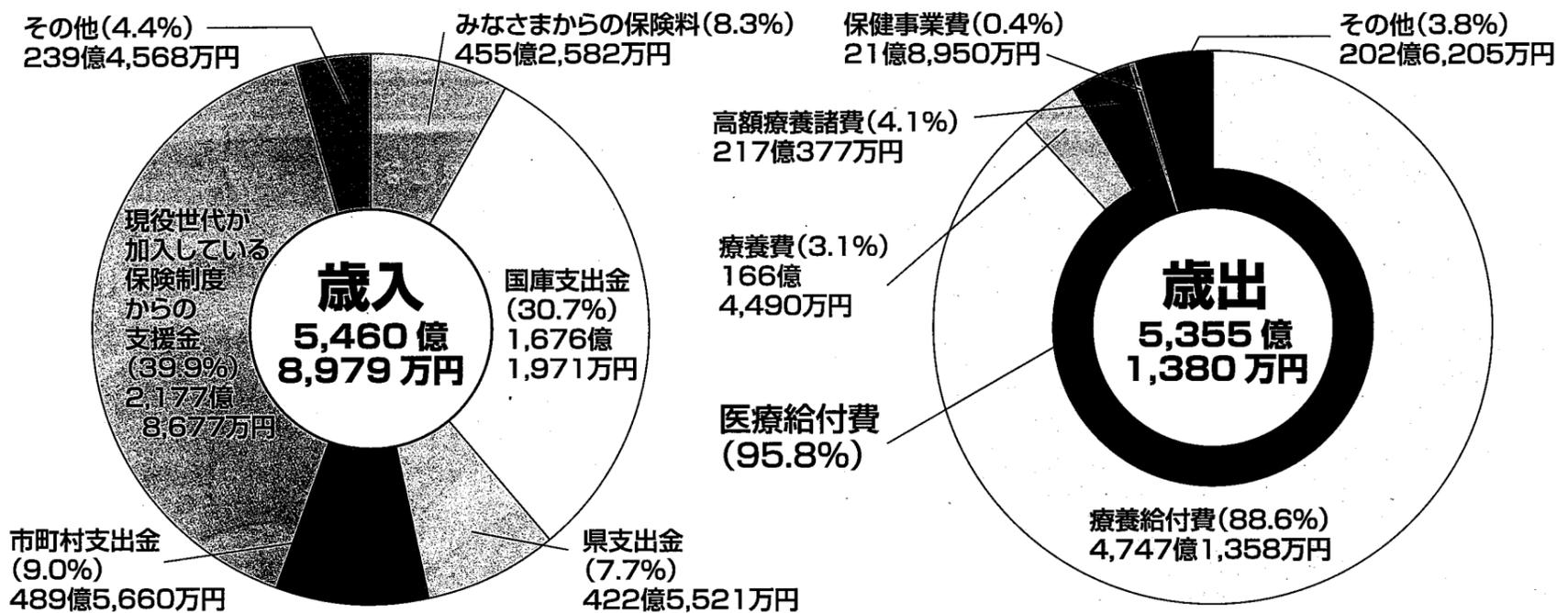
お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

被保険者のみなさまの医療費の給付等に使われた「特別会計」の歳入決算額(収入)は5,460億8,979万円、歳出決算額(支出)は5,355億1,380万円で歳入歳出差引残額は105億7,599万円でした。この残額は、国庫負担金等の精算による返還金のほか、みなさまの保険料の負担を軽減するために設置されている保険料調整基金に積み立てます。

歳出は、医療給付費(みなさまの自己負担額を除いた医療費)が5,131億円で95.8%を占めています。その他に葬祭費18億円、保健事業費22億円、医療機関へ医療費を支払うための手数料11億円などの経費を支払いました。

これらの経費には、みなさまから納められた保険料455億円、国・県・市町村からの支出金2,588億円のほか、現役世代からの支援金(支払基金交付金)2,178億円などが充てられています。

特別会計の内訳



広域連合の運営に必要な事務費である「一般会計」の歳入決算額(収入)は46億8,460万円、歳出決算額(支出)は45億3,936万円で歳入歳出差引額は1億4,524万円でした。この金額は28年度に繰り越しました。

保険料は貴重な財源です

被保険者のみなさまから納められた保険料は、後期高齢者医療制度を運営するための貴重な財源です。納付期日までの保険料の納付にご協力ください。

また、納付が困難な場合は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にご相談ください。

平成27年度の千葉県の一人当たりの医療費等について

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

平成27年度の医療費の総額は、5,571億86万円となっており、そのうち医療給付費(みなさまの自己負担額を除いた医療費)として5,119億6,971万円を千葉県後期高齢者医療広域連合が負担しています。

千葉県の一人当たりの医療給付費は、75万5,165円となり、前年度73万7,753円と比較し約2%増加しました。(一人当たりの保険料額は6万7,002円)

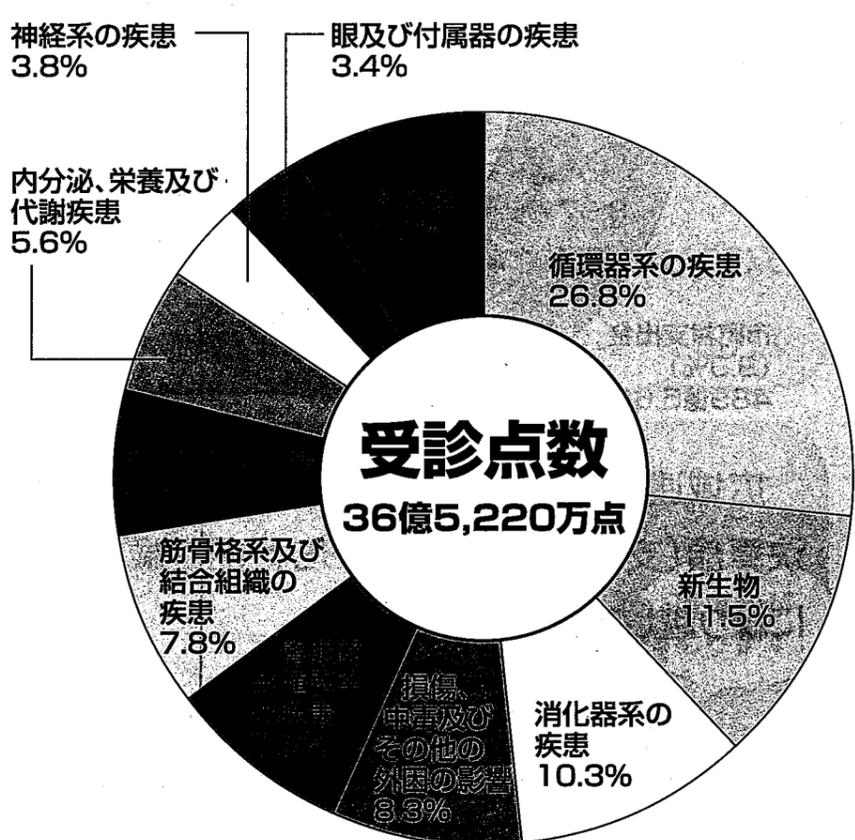
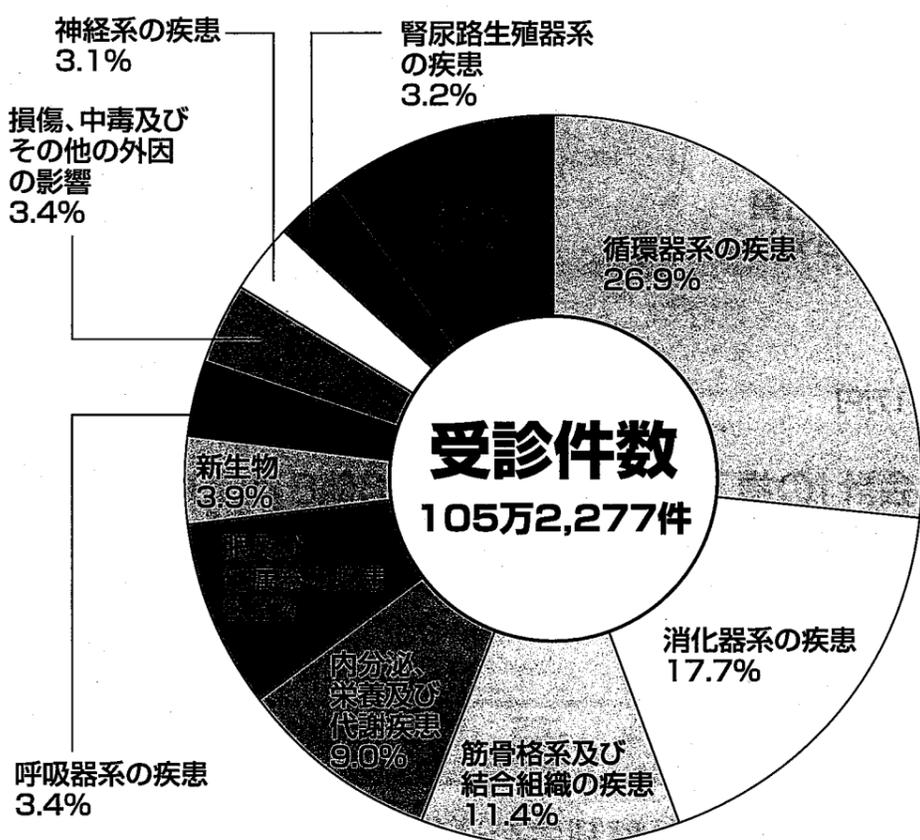
医療費の増加は、みなさまの保険料の増加につながります。健康診査を積極的に受診して健康管理に努めるとともに「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」を利用するなどして、医療費の適正化にご協力をお願いします。

	平成27年度	前年度(26年度)	増減
医療費の総額	5,571億86万円	5,214億1,107万円	356億8,979万円 (6.84%)
医療給付費の総額	5,119億6,971万円	4,781億6,957万円	338億14万円 (7.07%)
一人当たりの医療給付費	75万5,165円	73万7,753円	1万7,412円 (2.36%)
一人当たりの保険料額	6万7,002円	6万8,254円	▲1,252円 (▲1.83%)

※速報値ですので、今後変更となる可能性があります。また、決算額の医療給付費とは一致しません。

被保険者の受診内容について

1位は、どちらも生活習慣が大きく関係する循環器系の疾患となっています。



食習慣・運動不足・ストレス・喫煙・過度の飲酒等、普段の生活を見直し、生活習慣病を予防しましょう。

平成 28 年分の確定申告をされるかたへ

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象となります

後期高齢者医療保険料は、平成28年中(1月1日から12月31日まで)に納付した全額が社会保険料控除の対象となります。確定申告の際、納付した金額を申告書に記載してください。

●特別徴収のかた

年金天引きされているかたは、年金の源泉徴収票に控除金額が記載されているのでご確認ください。

●普通徴収のかた

口座振替や納付書によりお支払されているかたは、通帳や領収書をご確認ください。

また、後期高齢者医療保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主又は配偶者としてご家族の後期高齢者医療保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付したかたの社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

納付した金額等不明な点は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にお問い合わせください。

なお、確定申告についての詳細は、所轄の税務署にご相談ください。

「被保険者資格の喪失等に伴う医療費の請求」及び 「被保険者の負担割合変更に伴う一部負担金の 差額分の請求」について

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

広域連合では、被保険者の一部負担金に関する公平性の確保と適正な医療給付を図るため、「被保険者資格の喪失等に伴う医療費の支払い」や「被保険者の負担割合の変更に伴う差額分についての支払い」を求める納入通知書をお送りします。

●「被保険者資格の喪失等に伴う医療費の支払い」とは…

転出等により被保険者資格を失った後、又は資格を取得される前に、被保険者証を使用して医療給付を受けた際、当広域連合で負担した医療費を返還していただきます。

●「負担割合の変更に伴う差額分の支払い」とは…

所得の修正申告等により、医療機関等で受診した際に窓口でご負担いただく負担割合が、1割から3割負担に変更となった場合、2割分の差額を返還していただきます。

※現在、平成24年以降の所得の修正等があったすべてのかたについて、確認作業を行っており、過去の分についても、返還を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

該当するかたには、広域連合から通知をお送りいたしますので、同封の納入通知書に記載されている金融機関で、納付期限までにお支払いをお願いします。

※負担割合が3割から1割に変更となった場合の差額分の請求の際は、申請手続が必要となりますので、お住まいの市(区)町村窓口でお手続をお願いします。

平成28年第2回広域連合議会定例会が開催されました

お問い合わせ先 議会事務局 ☎043-216-5011



11月7日に、千葉市内で平成28年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

定例会では、広域連合長が提出した、平成28年度一般会計補正予算案など5件が審議され、全て原案のとおり可決されました。

一般質問には4人が登壇し、後期高齢者医療制度と広域連合の運営についての質疑が行われました。

第2回定例会の議案と議決結果

(会議録は、1月にホームページに掲載予定です。)

- 議案第1号 監査委員の選任について 【原案同意】
- 議案第2号 平成27年度一般会計歳入歳出決算の認定について【原案認定】
- 議案第3号 平成27年度特別会計歳入歳出決算の認定について【原案認定】
- 議案第4号 平成28年度一般会計補正予算(第1号) 【原案可決】
- 議案第5号 平成28年度特別会計補正予算(第1号) 【原案可決】

(議案名中の「千葉県後期高齢者医療広域連合」は省略)

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿(議員定数54人)

市町村名	議員名
旭市	伊藤 房代
我孫子市	江原 俊光
いすみ市	荒井 正
市川市	西村 敦
一宮町	梶田 忍
市原市	菊岡 多鶴子
印西市	金丸 和史
浦安市	中村 理香子
大網白里市	加藤 美佐子
大多喜町	野中 真弓
御宿町	石井 芳清
柏市	山内 弘一
勝浦市	丸 昭
香取市	小野 勝正
鎌ケ谷市	佐藤 誠
鴨川市	脇坂 保雄
木更津市	篠崎 哲也
君津市	小倉 靖幸
網南町	伊藤 茂明
九十九里町	善塔 道代
神崎町	木内 直樹
栄町	大野 博
佐倉市	清宮 誠
山武市	小野崎 正喜
酒々井町	内海 和雄
芝山町	石田 謙一
白子町	宗島 理仁
白井市	多田 育民
匝瑳市	佐瀬 公夫
袖ヶ浦市	櫻本 雅司
多古町	所 一重
館山市	福岡 信治
千葉市	白鳥 誠
銚子市	石上 允康
長生村	門口 昭
長南町	丸島 なか
東金市	穴倉 敬文
東庄町	山崎 ひろみ
富里市	田口 勝一
長柄町	川嶋 朗敬
流山市	海老原 功一
習志野市	谷岡 隆
成田市	海保 貞夫
野田市	中村 利久
富津市	平野 明彦
船橋市	岩井 友子
松戸市	大井 知敏
南房総市	寺澤 利郎
睦沢町	中村 勇
茂原市	森川 雅之
八街市	小菅 耕二
八千代市	緑川 利行
横芝光町	川島 富士子
四街道市	広瀬 義積

※市町村名は五十音順
◎は議長 ○は副議長

次の広域連合議会定例会は、平成29年2月10日(金)に開催する予定です。

医療費の自己負担額や保険料の減免について

災害や心身の故障、事業の休廃止による収入の著しい減少など、突発的な事情により、医療費の自己負担額や保険料を納めることが困難になったときは、申請によりその医療費の自己負担額や保険料が減免される場合があります。

お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にご相談ください。

〈お問い合わせ先〉 資格保険料課 ☎043-308-6768

受診状況等に関する個人情報の提供について

広域連合は、千葉県及び各市町村が作成する計画のため、被保険者のみなさまの医療機関の受診状況等に関する情報を提供しました。

このように計画策定のために個人情報を提供することに関する妥当性等については、広域連合個人情報保護条例の規定により、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、公益上の理由があるため、相当と認められるとの答申を受けています。

被保険者のみなさまのより良い生活のための計画を策定等するための提供となっておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

〈お問い合わせ先〉 総務課 ☎043-216-5011

「ATMで還付金が戻る」という電話は詐欺!

広域連合・市(区)町村・金融機関などの職員を名乗り、「還付金があります」などとかたり、お金をだまし取るようとする事件が全国で多発しております。

少しでもおかしいと感じたら、広域連合、お住まいの市(区)町村窓口、最寄りの警察署等にご相談ください。



お問い合わせ
千葉県後期高齢者医療広域連合
受付時間/午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

●本紙、広域連合の運営について	総務課 ☎043-216-5011
●議会について	議会事務局 ☎043-216-5011
●保険料、被保険者の資格について	資格保険料課 ☎043-308-6768
●保険給付、保健事業について	給付管理課 ☎043-216-5013
	各課共通 FAX043-206-0085